

黒潮町人事行政の運営等の状況

(令和7年度)

令和8年4月

黒 潮 町

1. 職員の任用及び職員数に関する状況

1 任用の状況

(1) 採用者数

令和7年度に新たに採用された職員の状況は、次のとおりです。

区 分	採 用 者 数
事 務 職	5
技術職（土木）	
保 健 師	1
保 育 士	3
技 能 職	
合 計	9

※採用者数には、会計年度任用職員、非常勤職員、暫定再任用職員（短時間勤務）、定年前再任用短時間勤務職員、割愛採用職員は含まれておりません。

(2) 退職者数

令和6年度に退職した職員の状況は、次のとおりです。

区 分	退 職 者 数				合 計
	定 年	勸 奨	普 通	そ の 他	
事 務 職	4	2	7		13
保 健 師					
保 育 士		1	1		2
技術職（土木）					
技 能 職		1	1		2
合 計	4	4	9		17

※退職者数には、任期付職員、会計年度任用職員、非常勤職員、暫定再任用職員（短時間勤務）、定年前再任用短時間勤務職員、割愛退職職員は含まれておりません。

2 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

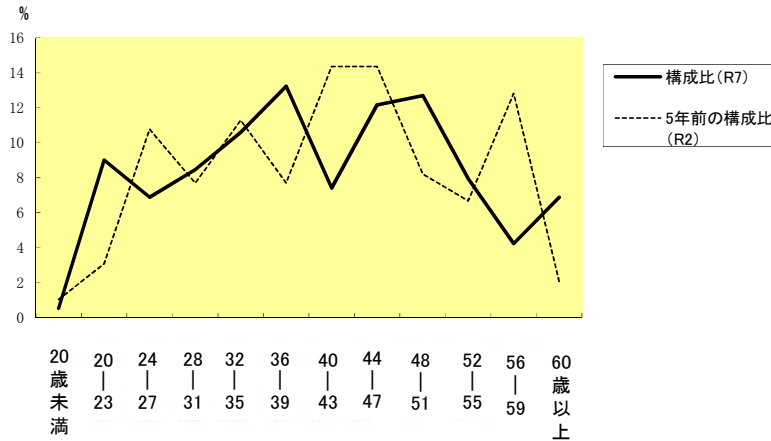
(各年4月1日現在)

部 門	区 分	職 員 数		対前年 増減数	主 な 増 減 理 由
		令和6年	令和7年		
普通 会計 部門	議会	2	2		
	総務	48	48		
	税務	7	7		
	民生	51	51		
	衛生	13	13		
	農林水産	14	12	△ 2	
	商工 土木	10 13	9 12	△ 1 △ 1	
小 計	158	154	△ 4		
	教育部門	15	13	△ 2	
	小 計	15	13	△ 2	
会公 計営 部企 業等	病院	3	3		
	水道	4	4		
	その他	13	14	1	
	小 計	20	21	1	
合 計		193	188	△ 5	
		[267]	[267]		

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。

2 []内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況（令和7年4月1日現在）



区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	1	17	13	16	20	25	14	23	24	15	8	13	189

(3) 職員数の推移

(単位：人・%)

部門別	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	過去5年間の増減数(率)
一般行政	161	160	156	149	158	154	△ 7 (△4.3%)
教育	16	16	14	14	15	13	△ 3 (△18.8%)
普通会計計	177	176	170	163	173	167	△ 10 (△5.6%)
公営企業等会計計	18	18	18	21	20	21	3 (16.7%)
総合計	195	194	188	184	193	188	△ 7 (△3.6%)

(注) 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

(4) 定員管理の数値目標及び進捗状況（計画終了）

①平成17年4月1日～平成22年4月1日における定員管理の数値目標

平成17年4月1日職員数	平成22年4月1日職員数	純減数	純減率
246 人	224 人	22 人	8.9 %

(参考) 黒潮町集中改革プランにおける定員管理の数値目標 (数・率)

計画期間		数値目標
始期	終期	
平成17年4月1日	平成22年4月1日	22人の純減

②定員管理の数値目標の年次別進捗状況（実績）の概要

区分	17年 計画始期	18年	19年	20年	21年	22年	B計	A(参考) 数値目標	A-B	【達成率】
		1年目	2年目	3年目	4年目	5年目				
一般行政	職員数	194	189	179	175	174	169	176	7	
	増減		△ 5	△ 10	△ 4	△ 1	△ 5	△ 25	△ 18	
教育	職員数	30	29	27	25	24	26	28	2	
	増減		△ 1	△ 2	△ 2	△ 1	2	△ 4	△ 2	
消防	職員数									
	増減									
公営企業等会計	職員数	22	20	25	22	21	20	20	20	
	増減		△ 2	5	△ 3	△ 1	△ 1	△ 2	△ 2	
計	職員数	246	238	231	222	219	215	224	9	140.9%
	増減		△ 8	△ 7	△ 9	△ 3	△ 4	△ 31	△ 22	

(注) 1 計画期間は、17年～22年の5年間である。

2 増減は、各年の欄にあつては対前年比の職員増減数を、計の欄にあつては計画1年目以降現年までの職員増減数の累計を示す。

2. 職員の給与の状況

1 総括

地方公務員の給与は、国及び他の地方公共団体の給与等を考慮し定めており、議会の審議を経て決定されています。

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

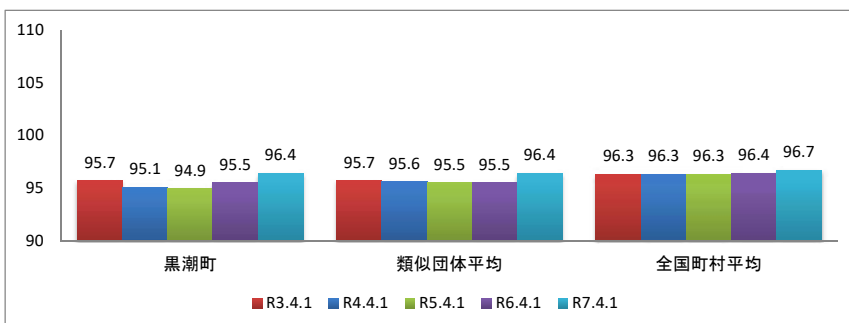
区分	住民基本台帳人口 (令和7年1月1日)	歳出額		実質収支		人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 令和5年度の人件費率 %
		A	千円	千円	千円			
6年度	人 9,852	千円 10,850,608	千円 371,429	千円 1,850,909	千円 17.1			15.6

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数 A	給与				一人当たり 給与費 B/A	(参考) 類似団体平均 一人当たり給与費 千円
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
6年度	人 167	千円 576,503	千円 99,851	千円 236,902	千円 913,256	千円 5,469	千円 5,865

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
 2 職員数は、令和7年4月1日現在の人数である。また、暫定再任用職員（短時間勤務）、定年前再任用短時間勤務職員及び会計年度任用職員を含まない。
 3 給与費については、暫定再任用職員（短時間勤務）及び定年前再任用短時間勤務職員の給与費が含まれているが会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

(3) ラスパイレス指数の状況



- (注) 1. ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。
 2. () 書きの数值は、地域手当補正後のラスパイレス指数を指す。地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給割合を用いて補正したラスパイレス指数。
 3. 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。
 4. ラスパイレス指数（地域手当補正後ラスパイレス指数含む）の算出に当たっては、60歳に達した日後の最初の4月1日以後に支給される給料月額について、本来の給料月額の7割水準に設定される職員を除いている。

(4) 給与改定の状況（人事委員会は置いていません。）

①月例給

区分	人事委員会の勧告				給与改定率	(参考) 国の改定率
	民間給与 A	公務員給与 B	較差 A-B	勧告 (改定率)		
年度	円	円	円	%	%	%
	-	-	-	-	-	-

(注) 「民間給与」、「公務員給与」は、人事委員会勧告において公民の4月分の給与額をラスパイレス比較した平均給与月額である。

②特別給

区分	人事委員会の勧告				年間支給月数	(参考) 国の年間 支給月数
	民間の支給 割合 A	公務員の 支給月数 B	較差 A-B	勧告 (改定月数)		
年度	月	月	月	月	月	月
	-	-	-	-	-	-

(注) 「民間の支給割合」は民間事業所で支払われた給与等の特別給の年間支給割合、「公務員の支給月数」は期末手当及び勤勉手当の年間支給月数である。

(5) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引き下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

①給料表の見直し〔**実施**〕・未実施〕

(給料表の改定実施時期)	平成27年4月1日
(内容) 一般行政職の給料表については、国の見直し内容を踏まえ、平均2%引き下げ。若年層については据え置き。高齢層については最大4%引き下げ。激変緩和のため、3年間（平成30年3月31日までの経過措置（現給保障）を実施。 他の給料表についても、一般行政職給料表との均衡を踏まえて見直しを実施。	

②地域手当の見直し [該当なし]

③その他の見直し内容

単身赴任手当について、国と同様に見直しを実施。(平成28年4月1日実施)

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況(令和7年4月1日現在)

①一般行政職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
黒潮町	41.1 歳	305,600 円	359,003 円	325,543 円
高知県	41.4 歳	318,600 円	383,962 円	339,468 円
国	41.9 歳	332,237 円	— 円	414,480 円
類似団体	41.5 歳	314,125 円	360,652 円	343,827 円

②技能労務職

区 分	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国比較ベース)
黒潮町	55.8 歳	8 人	309,400 円	326,420 円	315,400 円
うち校務員	61.9 歳	2 人	278,400 円	287,400 円	278,400 円
うち自動車運転手	— 歳	2 人	— 円	— 円	— 円
うちその他	49.4 歳	4 人	330,900 円	349,400 円	333,900 円
高知県	60.4 歳	11 人	254,047 円	277,860 円	259,880 円
国	51.3 歳	1,703 人	294,567 円	— 円	337,907 円
類似団体	52.1 歳	2 人	292,798 円	321,070 円	309,188 円

区 分	民 間			A/B
	対応する民間の 類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	
黒潮町	—	— 歳	— 円	—
うち校務員	用務員	48.6 歳	203,000 円	1.42
うち自動車運転手	乗用自動車運転手	58.0 歳	258,300 円	—
うちその他	—	— 歳	— 円	—

区 分	参 考		
	年収ベース(試算値)の比較 (円)		
	公務員 (C)	民間 (D)	C/D
黒潮町	—	—	—
うち校務員	3,805,710	3,395,700	1.12
うち自動車運転手	—	—	—
うちその他	—	—	—

※民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している(令和2年~令和4年の3ヶ年平均)。

※技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。

※年収ベースの「公務員 (C)」及び「民間 (D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

- (注) 1. 「平均給料月額」とは、令和7年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。
 2. 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。
 また、「平均給与月額(国比較ベース)」は、比較のため、国家公務員と同じベース(=時間外勤務手当等を除いたもの)で算出している。

(2) 職員の初任給の状況（令和7年4月1日現在）

区 分		黒潮町	高知県	国
一般行政職	大 学 卒	220,000 円	225,200 円	220,000 円
	高 校 卒	188,000 円	189,700 円	188,000 円
技能労務職	高 校 卒	192,500 円	181,600 円	— 円
	中 学 卒	— 円	— 円	— 円

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額（令和7年4月1日現在）

区 分		経験年数 10年以上15年未満	経験年数 20年以上25年未満	経験年数 25年以上30年未満	経験年数 30年以上35年未満
一般行政職	大 学 卒	281,000 円	362,900 円	373,700 円	— 円
	高 校 卒	253,600 円	311,400 円	364,000 円	398,300 円
技能労務職	高 校 卒	— 円	— 円	— 円	— 円
	中 学 卒	— 円	— 円	— 円	— 円

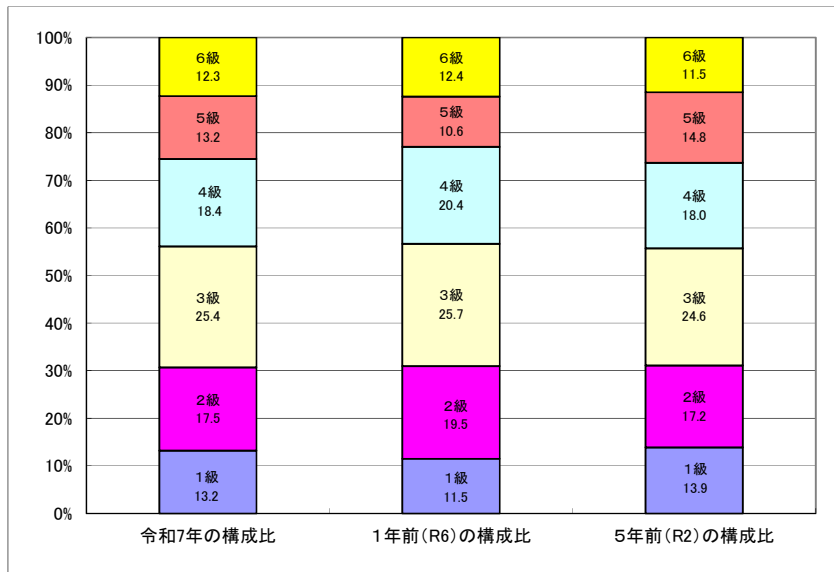
※金額が入っていない所は、該当者がいないためです。

3 一般行政職の級別職員数等の状況

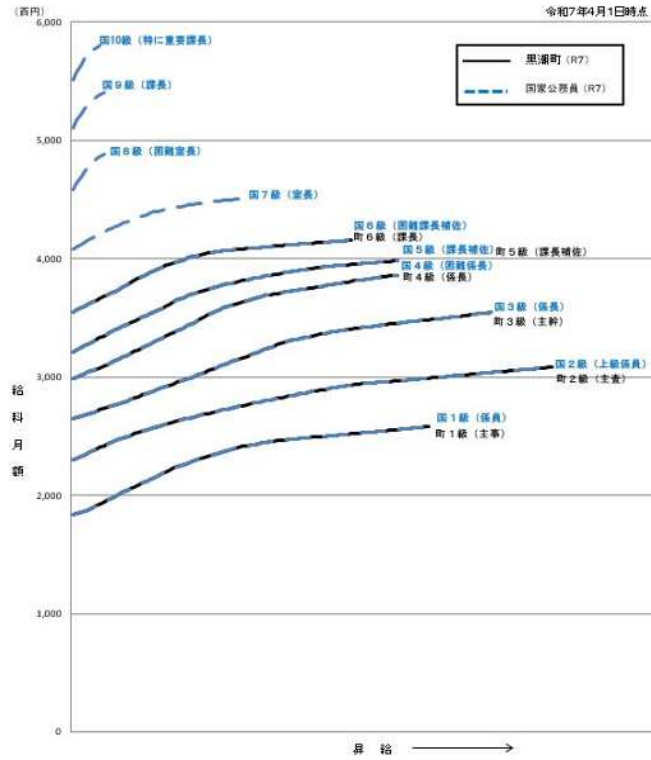
(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（令和7年4月1日現在）

区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の 給料月額	最高号給の 給料月額
1級	主事及び主事補	15 人	13.3 %	183,500 円	258,100 円
2級	主査	20 人	17.7 %	230,000 円	308,500 円
3級	主幹	29 人	25.7 %	265,300 円	354,700 円
4級	係長又はこれに相当する職務	21 人	18.6 %	298,800 円	386,100 円
5級	課長補佐又はこれに相当する職務	14 人	12.4 %	321,300 円	398,200 円
6級	課長又はこれに相当する職務	14 人	12.4 %	355,200 円	415,700 円

- (注) 1 黒潮町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(2) 国との給料表カーブ比較表（行政職（一））（令和7年4月1日現在）



(3) 昇給への人事評価の活用状況（黒潮町）

令和7年4月2日から令和8年4月1日 までにおける運用	管理職員		一般職員	
	昇給可能な 区分	昇給実績が ある区分	昇給可能な 区分	昇給実績が ある区分
イ 人事評価を活用している	○		○	
活用している昇給区分				
上位、標準、下位の区分	○		○	
上位、標準の区分				
標準、下位の区分				
標準の区分のみ（一律）		○		○
ロ 人事評価を実施していない				
活用予定時期				

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

黒潮町	高知県	国
1人当たり平均支給額（令和6年度） 1,424 千円	1人当たり平均支給額（令和6年度） 1,620 千円	—
(令和6年度支給割合) 期末手当 2.50 月分 勤勉手当 2.10 月分 (1.400) 月分 (1.000) 月分	(令和6年度支給割合) 期末手当 2.50 月分 勤勉手当 1.95 月分 (1.350) 月分 (0.975) 月分	(令和6年度支給割合) 期末手当 2.50 月分 勤勉手当 2.10 月分 (1.400) 月分 (1.000) 月分
(加算措置の状況) 役職加算 5~15%	(加算措置の状況) 役職加算 5~20% 管理職加算 10~20%	(加算措置の状況) 役職加算 5~20% 管理職加算 10~25%

(注) ()内は、暫定再任用職員に係る支給割合である。

○勤勉手当への人事評価の活用状況（一般行政職）（黒潮町）

令和6年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ 人事評価を活用している	○		○	
活用している成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
上位、標準、下位の成績率	○		○	○
上位、標準の成績率		○		
標準、下位の成績率				
標準の成績率のみ（一律）				
ロ 人事評価を実施していない				
活用予定時期				

(2) 退職手当（令和7年4月1日現在）

黒潮町			国		
(支給率)	自己都合	応募認定・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.270750 月分	勤続25年	28.0395 月分	33.270750 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.709000 月分	勤続35年	39.7575 月分	47.709000 月分
最高限度	47.7090 月分	47.709000 月分	最高限度	47.7090 月分	47.709000 月分
その他の加算措置 定年前早期退職特例措置（割増率 2~20%） 1人当たり平均支給額 17,223 千円			その他の加算措置 定年前早期退職特例措置（2~45%）		

(注) 1 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和5年度に退職して退職手当が支給された職員の平均額である。

(注) 2 「応募認定・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引き上げ前の定年年齢に達した日以後その者の非違によることなく退職した場合を含む。

(3) 地域手当・・・該当なし

(令和7年4月1日現在)

支給実績（年度決算）			千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（年度決算）			千円	
支給対象地域	支給割合	支給対象職員数	国の制度（支給率）	
	%	人	%	
	%	人	%	
	%	人	%	

(4) 特殊勤務手当（令和7年4月1日現在）

支給実績（令和6年度決算）		1,121 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（令和6年度決算）	※	56 千円	
職員全体に占める手当支給職員の割合（令和6年度）	※	10.6 %	
手当の種類（手当数）		10 種類	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
税務手当	税務課職員	徴税の賦課、徴収事務	月額5,000円を超えない範囲
感染症防疫作業手当	従事した職員	感染症が発生した場合の救護、感染症菌の処理作業	月額1,000円を超えない範囲
改葬作業手当	従事した職員	墓地移転に伴う死体、焼骨を移す確認作業に直接従事した場合	月額1,000円を超えない範囲
死体処理手当	従事した職員	行路病人、身よりがないもの等の死体処理作業に直接従事した場合	月額1,000円を超えない範囲
地籍調査手当	地籍調査係職員	境界の調査、確認及び立会作業に直接現場で従事した場合	月額800円を超えない範囲
保健師手当	保健師	保健衛生の巡回・相談指導、集団検診等の業務に従事することを本務とする	月額5,300円を超えない範囲
看護師手当	看護師	診療所に勤務する看護師	月額5,300円を超えない範囲
衛生センター勤務手当	勤務する職員	衛生センターに勤務する職員	月額5,000円を超えない範囲
医師手当	拳ノ川診療所に勤務する医師	著しく危険等又は困難な勤務、その他の著しく特殊な勤務及び研究研修を行うために、給与上特別の考慮を必要とし、かつ、その特殊性を給料で考慮することが適当でない認められる医師	1級 月額 50,000円 2級 月額100,000円 3級 月額150,000円 4級 月額200,000円 5級 月額250,000円
研究研修手当	拳ノ川診療所に勤務する医師	著しく危険等又は困難な勤務、その他の著しく特殊な勤務及び研究研修を行うために、給与上特別の考慮を必要とし、かつ、その特殊性を給料で考慮することが適当でない認められる医師	3級 月額100,000円 4級 月額100,000円 5級 月額100,000円

※ 医師に係る特別勤務手当を除いて計算。

(5) 時間外勤務手当

支給実績（令和6年度決算）	60,879 千円
職員1人当たり平均支給年額（令和6年度決算）	331 千円
支給実績（令和5年度決算）	57,183 千円
職員1人当たり平均支給年額（令和5年度決算）	327 千円

(注) 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（〇年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

(6) その他の手当 (令和7年4月1日現在)

手 当 名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (令和6年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (令和6年度決算)
扶養手当	・配偶者 6,500円 ・子 10,000円 ・父母等 6,500円 ・16～22歳までの子1人につき5,000円加算	同		千円 18,864	千円 239
住居手当	借家で家賃16,000円を超える場合、家賃に応じて28,000円を限度支給	同		8,454	302
通勤手当	自宅からの距離が2km以上の場合、距離に応じて2,000円～31,600円支給	同		12,813	86
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員に対して支給(定額34,000円(支所長・総務課長・参事40,000円))	異	支給金額	7,104	444
管理職手当(医師)	管理又は監督の地位にある医師の職及び当該医師の属する職務の級に応じ支給(40千円～100千円)	異	支給金額	—	—
休日勤務手当	祝日法による休日等及び年末年始の休日の勤務について、勤務1時間当たりの給与額に1.25～1.50乗じて得た額	同		—	—
夜間勤務手当	22時～翌日5時までの勤務を命じられた場合、勤務1時間当たりの給与額の1.25	同		—	—
管理職特別手当	管理職手当を支給されている職員が休日等に勤務した場合に支給10,000円(6時間を超える場合加算)	異	支給金額	475	68
初任給調整手当	診療所に勤務する医師で、採用による欠員の補充が困難であると認められるもの(月額368,800円を超えない範囲)	同		—	—

5 特別職の報酬等の状況 (令和7年4月1日現在)

区分	給 料 月 額 等		
	(参考) 類似団体における最高/最低額		
給 料	町 長	721,000 円 (円)	843,000 円 / 506,100 円
	副 町 長	628,000 円 (円)	700,000 円 / 434,200 円
報 酬	議 長	254,000 円 (円)	337,000 円 / 230,000 円
	副 議 長	202,000 円 (円)	280,000 円 / 182,000 円
	議 員	180,000 円 (円)	258,000 円 / 165,000 円
期 末 手 当	町 長 副 町 長	(令和6年度支給割合) 3.10月分	
	議 長 副 議 長 議 員	(令和6年度支給割合) 3.10月分	
退 職 手 当	町 長	(算定方式) 給与月額×在職年数×500/100	(1期の手当額) 14,420千円 (支給時期) 任期毎
	副 町 長	給与月額×在職年数×300/100	7,536千円 任期毎
備 考			

(注) 1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額である。

2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 公営企業職員の状況

(1) 水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用	純損益又は 実質収支	職員給与費	総費用に占める 職員給与費比率	(参考) 令和5年度の総費用に 占める職員給与費比率
	A		B	B/A	
6年度	千円 270,122	千円 26,156	千円 20,425	% 7.6	% 8.5

区分	職員数 A	給与費				一人当たり 給与費 B/A	(参考) 類似団体平均 一人当たり給与費 千円
		給料 千円	職員手当 千円	期末・勤勉手当 千円	計 B 千円		
6年度	人 4	12,678	2,246	5,169	20,093	千円 5,023	千円 6,316

- (注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。
 2 職員数は、令和6年3月31日現在の人数である。
 3 職員数及び給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）及び定年前再任用短時間勤務職員を含み、会計年度任用職員を含まない。

イ 特記事項

特になし

② 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（令和7年4月1日現在）

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
黒潮町	32.1 歳	276,625 円	418,624 円
団体平均	45.8 歳	345,838 円	524,813 円

- (注) 1 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。
 2 平均年齢の団体平均は、会計年度任用職員を含んで算出している。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

黒潮町		黒潮町（一般行政職・団体平均等）	
1人当たり平均支給額（令和6年度）	1,292 千円	1人当たり平均支給額（令和6年度）	1,424 千円
(令和6年度支給割合)		(令和6年度支給割合)	
期末手当	2.50 月分	期末手当	2.50 月分
勤勉手当	2.10 月分	勤勉手当	2.10 月分
(1.400) 月分	(1.000) 月分	(1.400) 月分	(1.000) 月分
(加算措置の状況)		(加算措置の状況)	
職制上の段階、職務の級等による加算措置 有		職制上の段階、職務の級等による加算措置 有	

- (注) ()内は、暫定再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当（令和7年4月1日現在）

黒潮町			黒潮町（一般行政職・団体平均等）		
(支給率)	自己都合	応募認定・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.270750 月分	勤続25年	28.0395 月分	33.270750 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.709000 月分	勤続35年	39.7575 月分	47.709000 月分
最高限度額	47.7090 月分	47.709000 月分	最高限度額	47.7090 月分	47.709000 月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
定年前早期退職特例措置（割増率 2～20%）			定年前早期退職特例措置（割増率 2～20%）		
1人当たり平均支給額	該当なし		1人当たり平均支給額	17,223 千円	

- (注) 1 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和5年度に退職して退職手当が支給された職員の平均額である。
 (注) 2 「応募認定・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引き上げ前の定年年齢に達した日以後その者の非違によることなく退職した場合を含む。

ウ 地域手当 ……該当なし

(令和6年4月1日現在)

支給実績（年度決算）		千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（年度決算）		千円	
支給対象地域	支給割合	支給対象職員数	国の制度（支給率）
	%	人	%
	%	人	%
	%	人	%

エ 特殊勤務手当 ……無し

支給実績（令和5年度決算）	千円
支給職員1人当たり平均支給年額（令和5年度決算）	円
職員全体に占める手当支給職員の割合（令和5年度）	%
手当の種類（手当数）	

オ 時間外勤務手当

支給実績（令和6年度決算）	1,070 千円
職員1人当たり平均支給年額（令和6年度決算）	268 千円
支給実績（令和5年度決算）	981 千円
職員1人当たり平均支給年額（令和5年度決算）	245 千円

（注）時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

カ その他の手当（令和6年4月1日現在）

手 当 名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異動	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績（令和5年度決算）	支給職員1人当たり平均支給年額（令和5年度決算）
扶養手当	一般行政職と同じ	同		千円 600	千円 200
通勤手当	一般行政職と同じ	同		264	88
住居手当	一般行政職と同じ	同		312	312

3. 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

1. 勤務時間

(1) 勤務時間

職員の勤務時間については、4週間を超えない期間につき1週間あたり38.75時間としており、公務の運営上の事情により特別の形態によって勤務する必要がある職員を除き、その勤務時間は月曜から金曜までの5日において1日につき7時間45分としています。また一般的な職員の勤務時間は、午前8時30分から午後5時15分までとなっており、休憩時間は、正午から午後1時までとなっています。

(2) 週休日と休日

週休日とは勤務時間を割り振らない日をいい、原則として毎週日曜日及び土曜日が週休日となっています。休日とは、正規の勤務時間において勤務を要しない日をいい、国民の祝日に関する法律に規定する休日又は年末年始の休日をいいます。

2. 休暇の種類

職員の休暇には、年次有給休暇、病気休暇、特別休暇、介護休暇、組合休暇があります。

(1) 年次有給休暇

年次有給休暇は、一年ごとに付与する休暇で、その日数は一年において20日となっており、1日又は1時間単位で取得することができます。また年次有給休暇は当該年の翌年に20日を超えない範囲内の残日数を繰越することができます。

(2) 病気休暇

職員が負傷又は疾病のため療養する必要があり、その勤務しないことがやむを得ないと認められる場合の休暇です。

ア. 労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第68条の規定に基づき厚生労働省令で定められた疾病にかかっている期間

イ. 前号以外の疾病（予防注射又は予防接種による著しい発熱等を含む。）又は負傷について、医師の証明等に基づき必要最小限度の期間

ウ. 公務によらない結核性疾患では1年以内

エ. その他の私傷病にあつては、引き続き90日以内を超えない期間。ただし、脳血管疾患、虚血性心疾患、肝臓疾患、じん臓疾患、糖尿病、悪性新生物又は精神性疾患にあつては、さらに引き続き60日以内で延長可。

(3) 特別休暇

	場合	期間
1	職員が選挙権その他公民としての権利を行使する場合で、その勤務しないことがやむを得ないと認められるとき。	必要と認められる期間
2	職員が証人、裁判員、鑑定人、参考人等として国会、裁判所、地方公共団体の議会その他官公署へ出頭する場合で、その勤務しないことがやむを得ないと認められるとき。	必要と認められる期間
3	職員が骨髄移植のための骨髄液の提供希望者としてその登録を実施する者に対して登録の申し出を行い、又は骨髄移植のため配偶者、父母、子及び兄弟姉妹以外の者に骨髄液を提供する場合で、当該申出又は提供に伴い必要な検査、入院等のため勤務しないことがやむを得ないと認められるとき。	必要と認められる期間
4	職員が自発的に、かつ、報酬を得ないで次に掲げる社会に貢献する活動（専ら親族に対する支援となる活動を除く。）を行う場合で、その勤務しないことが相当であると認められるとき。 （1）地震、暴風雨、噴火等により相当規模の災害が発生した被災地又はその周辺の地域における生活関連物資の配布その他の被災者を支援する活動 （2）身体障害者療護施設、特別養護老人ホームその他の主として身体上若しくは精神上の障害がある者又は負傷し、若しくは疾病にかかった者に対して必要な措置を講ずることを目的とする施設であって町長が定めるものにおける活動 （3）前2号に掲げる活動のほか、身体上若しくは精神上の障害、負傷又は疾病により状態として日常生活を営むのに支障がある者の介護その他の日常生活を支援する活動	1の年において5日の範囲内の期間
5	職員が結婚する場合で、結婚式、旅行その他の結婚に伴い必要と認められる行事等のため勤務しないことが相当であると認められるとき。	結婚の日の5日前の日から当該結婚の日後6月を経過する日までの期間内における連続する7日の範囲内の期間
6	職員が不妊治療に係る通院等のため勤務しないことが相当であると認められる場合	1の年において5日（当該通院等が体外受精その他の町長が定める不妊治療に係るものである場合にあっては、10日）の範囲内の期間
7	8週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）以内に出産する予定である女子職員が申し出た場合	出産の日までの申し出た期間
8	女子職員が出産した場合	出産の日の翌日から8週間を経過する日までの期間 （産後6週間を経過した女子職員が就業を申し出た場合において医師が支障がないと認めた業務に就く期間を除く。） ただし、産前の休暇が8週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）に満たなかった場合は、その満たなかった日数を前段の期間に加えることができる。
9	生後1年に達しない子を育てる職員が、その子の保育のために必要と認められる授乳等を行う場合	1日2回それぞれ30分以内の期間（男子職員にあっては、その子の当該職員以外の親が当該職員がこの項の休暇を使用しようとする日におけるこの項の休暇（これに相当する休暇を含む。）を承認され、又は労働基準法（昭和22年法律第49号）第67条の規定により同日における育児時間を請求した場合は、1日2回それぞれ30分から当該承認又は請求に係る各回ごとの期間を差し引いた期間を超えない期間）
10	職員が妻（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。事項において同じ。）の出産に伴い出産に係る入院若しくは退院の際の付添い、出産時の付添い又は出産に係る入院中の世話、子の出生の届出等のため勤務しないことが相当であると認められる場合	職員の妻の出産に係る入院等の日から当該出産の日後2週間を経過する日までの期間内における3日（再任用短時間勤務職員にあっては、16時間）の範囲内でその都度必要と認める日又は時間（再任用短時間勤務職員にあっては時間）

11	職員の妻が出産する場合であって、当該出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子（妻の子を含む）を養育する職員がこれらの子の養育のため勤務しないことが相当であると認められるとき。	職員の妻の出産予定日の8週間（多胎妊娠の場合にあつては、14週間）前の日から当該出産の日以後1年を経過する日までの期間内における5日（再任用短時間勤務職員にあつては、40時間にその者の勤務時間（当該勤務職員に1時間未満の端数がある場合にあつては、これを切り上げた時間）を40時間で除して得た数の時間とする。）の範囲内でその都度必要と認める日又は時間
12	9歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子（配偶者の子を含む。）を養育する職員が、その子の看護等（負傷し、若しくは疾病にかかったその子の世話、疾病の予防を図るために必要なものとして町長が定めるその子の世話若しくは学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第20条の規定による学校の休業その他これに準ずるものとして町長が定める事由に伴うその子の世話を行うこと又はその子の教育若しくは保育に係る行事のうち町長が定めるものへの参加をすることをいう。）のため勤務しないことが相当であると認められる場合。	1の年において5日の範囲内でその都度必要と認める日又は時間
13	要介護者の介護その他の町長が定める世話を行う職員が、当該世話を行うため勤務しないことが相当であると認められる場合	1の年において5日（要介護者が2人以上の場合にあつては、10日）の範囲内でそのつど必要と認める日又は時間
14	職員の親族が死亡した場合で、職員が葬儀、服喪その他の親族の死亡に伴い必要と認められる行事等のため勤務しないことが相当であると認められる場合	親族に応じた連続する日数（葬儀のために遠隔地に赴く場合にあつては、往復に要する日数を加えた日数）の範囲内の期間
15	職員が父母、配偶者及び子の追悼のための特別な行事（父母、配偶者及び子の死亡後15年以内に行われるものに限る。）のため勤務しないことが相当であると認められる場合	1日の範囲内の期間
16	職員が夏季における盆等の諸行事、心身の健康の維持及び増進又は家庭生活の充実のため勤務しないことが相当であると認められる場合	1の年の7月から9月までの期間内における、週休日、休日及び代休日を除いて原則として連続する3日の範囲内の期間
17	地震、水害、火災その他の災害により職員の現住居が滅失し、又は損壊した場合で、職員が当該住居の復旧作業等のため勤務しないことが相当であると認められるとき。	7日の範囲内の期間
18	地震、水害、火災その他の災害又は交通機関の事故等により出勤することが著しく困難であると認められる場合	必要と認められる期間
19	地震、水害、火災その他の災害時において、職員が通勤途中における身体の危険を回避するため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合	必要と認められる期間
20	地方公務員法（昭和25年法律第261号）第42条の規定によりあらかじめ計画された能率増進計画の実施	計画の実施に伴い必要と認められる期間
21	女子職員の生理（生理日において勤務することが著しく困難である者が請求した場合）	必要と認められる期間。ただし、1日を超えるときは、その超える期間については、勤務条例第14条第1項第2号の規定による。
22	妊産婦である女子職員の健康検査及び保健指導（妊娠中の女子職員及び産後1年を経過しない女子職員が母子保健法（昭和40年法律第141号）第10条に規定する保健指導又は同法第13条に規定する健康審査を受ける場合）	妊娠満23週までは4週間に1回、妊娠満24週から満35週までは2週間に1回、妊娠満36週から出産までは1週間に1回、産後1年まではその間に1回（医師等の特別の指示があつた場合には、いずれの期間についてもその指示された回数）について、それぞれ、1日の正規の勤務時間等の範囲内で必要と認められる時間
23	妊娠中の女子職員の通勤緩和（妊娠中の女子職員が通勤に利用する交通機関の混雑の程度が母体又は胎児の健康保持に影響があると認めるとき。）	正規の勤務時間等の始め又は終わりにおいて、1日を通じて1時間を超えない範囲内でそれぞれ必要とされる時間

(4) 介護休暇

職員が配偶者、父母、子、配偶者の父母などで、負傷、疾病又は老齢により2週間以上の期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものの介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる休暇で、6ヶ月以内の期間（最大3回まで分割）で取得できます。（取得期間中は、給与を減額します。）

(5) 組合休暇

職員が任命権者の許可を得て、正規の勤務時間中に給与の支給を受けずに登録された団体の業務に従事する場合の休暇です。1年において30日を超えない範囲内で1日又は1時間単位で取得することができます。（取得期間中は、給与を減額します。）

4. 職員の服務の状況

1. 年次有給休暇の取得状況

令和6年（1.1～12.31）の職員の年次有給休暇の取得状況は次のとおりです。

黒潮町	対象職員	平均取得日数
	105	14.3

2. 育児休業・部分休業・介護休暇の取得状況

(1) 育児休業

◇令和6年度中に新たに育児休業を取得した職員

区分	育児休業 取得者数	育児休業者数				
		3月未満	3月以上6月未満	6月以上12月未満	12月以上	36月
男性職員	2	2				
女性職員	8	1		1	6	
合計	10	3		1	6	

(2) 部分休業・・・1人

(3) 介護休暇・・・0人

◇令和6年度の職員の介護休暇の取得状況

区分	介護休暇 取得者数	要介護者数						
		配偶者	父母	子	配偶者の父	祖父母	兄弟姉妹	孫
男性職員								
女性職員								
合計								

区分	介護休暇 取得者数	要介護者数					
		1月以下	1月超2月以下	2月超3月以下	3月超4月以下	4月超5月以下	5月超
男性職員							
女性職員							
合計							

3. 職務義務免除の状況

短期人間ドック、運転業務者の免許更新、その他

4. 営利企業従事許可の状況・・・該当なし

5. 職員の分限及び懲戒処分状況

1. 分限処分

分限処分とは、一定の理由がある場合に、職員の意に反する不利益な身分上の変動をもたらす処分をいい、その処分としては、休職、意に反する降任、免職等があります。

◇令和6年度分限処分の状況・・・1人

処分の事由	降任	免職	休職
勤務成績不良の場合			
心身の故障の場合			1
その他			

2. 懲戒処分

懲戒処分とは、職員の一定の義務違反に対する道義的責任を問うことにより公務における規律と秩序を維持することを目的とする処分をいい、その処分として戒告、減給、停職、免職があります。

◇令和6年度懲戒処分の状況・・・0人

6. 職員の研修 (令和6年度)

① こうち人づくり広域連合関係研修

研修名	受講人数
令和6年度新採職員研修	12人
基本研修 (一般職)	14人
基本研修 (管理職)	10人
採用2年目研修	7人
採用3年目研修	8人
採用5年目研修	8人
採用10年目研修	7人
係長研修	6人
課長補佐研修	4人
課長研修	2人
土木技術職員初任者研修	1人
新任土木技術者研修	1人
OJTの進め方研修	1人
管理職のためのメンタルヘルス研修	2人
防災・減災力向上セミナー	1人
基礎から学ぶ複式簿記研修	2人
決算書の見方研修	1人
滞納整理事務研修	2人
はじめての後輩指導研修	2人
地方自治法研修	1人

② その他の研修

研修名	受講人数
新規採用職員防災研修	11人
防災地域担当職員研修	147人
管理職マネジメント研修	18人
DX研修「DX基礎と黒潮町の取り組み」	63人
法制執務研修	4人
部落差別をなくする運動強調句間講演会	4人
第71回四国地区人権教育研究大会	7人
第63回四国地区人権教育夏期講座	1人
DX研修「デジタル田園都市国家構想と黒潮町のとりくみ」	24人
第19回黒潮町人権教育研究大会	93人
幡多地区人権フェスティバル	8人
現場リスク管理研修	28人
第75回全国人権・同和教育研究大会	6人
幡多地区人権教育研究大会	16人
第66回高知県人権教育研究大会	11人
DX研修「セキュリティ講座」	34人
黒潮町人権教育公開授業・研究協議	27人
DX研修「データ分析講座」	19人
人事評価 (評価者研修)	3人
DX研修「リスクヘッジ」	11人

7. 職員の福祉及び利益の保護の状況 (令和6年度)

職員の安全と健康を確保し、労働安全対策を行う体制を整備します。また、各種健康診断を実施しています。実施状況については、次のとおりです。

1. 労働安全衛生管理体制

職場安全衛生委員会	設置	実施済み
-----------	----	------

2. 健康診断の実施

定期健康診断	実施済み
人間ドック	実施済み
特殊健康診断	実施済み

3. メンタルヘルス対策事業

心理療法士によるメンタルヘルス相談

4. 共済・互助会制度

制度名	加入組合	町の負担金支出額 (給与特別会計)
共済制度	高知縣市町村職員共済組合	188,965千円
互助会制度	高知縣市町村職員互助会	3,190千円

5. 公務災害の発生状況

公務災害認定数	町長部局	教育委員会	その他
	1	—	—